税の基礎知識

所得税の予定納税

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度が予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税基準額とは、前年分の所得に譲渡所得、一時所得、雑所得、分離課税の所得（分離課税上の上場株式等の配当所得を除く）がないものとして計算した所得税の額から源泉徴収税額（株外所得の金額に係るものを除く）を控除して計算した金額でいいます。

事業所得、不動産所得、給与所得のみの場合は所得税の申告書目の欄が予定納税基準額になります。

（1）納期限

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期分として7月31日までに、同じく3分の1の金額を第2期分として11月30日までに納付することになっています。

（2）減額申請

なお、その年の6月30日の現況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

相続税の基礎控除

相続人（配偶者や子どもなど）は、**被相続人**（亡くなった人）から相続などによって財産を取得したときに、その相続財産の価額の合計額が**基礎控除額**を超える場合は、相続税を申告する必要があります。

基礎控除額の計算の準備：『法定相続人の数』の計算

1 被相続人（亡くなられた人をいいます）に配偶者はいますか？
- いいえ → A 0人
- はい → A 1人

2 被相続人の配偶者以外の相続人の確認です。

- 子どもはいますか？
  - はい → B ＿人
  - いいえ ↓
- 父母はいますか？ ※養父母も含みます
  - はい → C ＿人
  - いいえ ↓
- 兄弟姉妹はいますか？
  - はい → D ＿人
  - いいえ ↓

A と B を合計した人数が法定相続人の数となります。

A と C を合計した人数が法定相続人の数となります。

A と D を合計した人数が法定相続人の数となります。

A が法定相続人の数となります。

※上記図の相続人が、被相続人が亡くなる前に既に亡くなっている場合や養子がいる場合については、税務署にご確認ください。

基礎控除額：3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。 小田原税務署（税についての相談窓口） TEL:0465-35-4511（自動音声によりご案内）

神奈川県下のあおいろ優待サービス 配布中 割引券

あおいろ優待サービスのサイトからダウンロードできます　今すぐアクセス!!
http://soiro-kenagawken.or.jp/service/

アクアパーク品川　中華街　桂宮
サンリオピューロランド　横須賀美術館
京急油壺マリンパーク　ルミネtheよしもと
横浜・八景島シーパラダイス　シダックス など

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料(税)の納期限
【第1期分】中井町・松田町・山北町・真鶴町……4月30日(木)
○後期高齢者医療保険料の納期限
【随時賦分】松田町……4月30日(木)
○介護保険料の納期限
【第1期分】真鶴町……4月30日(木)
○固定資産税の納期限
【第1期分】真鶴町……4月30日(木)
○市民税・国民税の納期限
【随時賦分】南足柄市・松田町……4月30日(木)
○固定資産課税台帳の縦覧期間※組し、土・日・祝日は除きます。
◆小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・箱根町・湯河原町……
令和2年4月1日(水)～令和2年6月1日(月)
◆開成町(土地家屋価格等縦覧帳簿)……
令和2年4月1日(水)～令和2年6月1日(月)
(固定資産課税台帳の縦覧期間)
令和2年4月1日(水)～通年
○振替納税日(口座振替日)
所得税……5月15日(金)
消費税……5月19日(火)

県税事務所からのお知らせ　「ニセ税務職員」にご注意を

税務職員等を装い、次のような不審な電話が発生しています。
- ご本人やご家族の収入、預貯金口座、携帯電話番号、家族構成や法人の現況などを聞き出そうとする事例
- 税金を遅けずると称して、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM（現金自動預け払い機）へ行くように指示される事例
- 納税の方の所へ、税金を徴収に行くと言われた事例
- 自動振替口座別番号間違いがあると称して、口座番号を訪れるという事例

県税事務所では、税金の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることや、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。

☆被害に遭わないために
県税事務所では、ご提出いただいた申告書類などの内容確認や、納税の催告のために納税者などに電話をする場合がありますが、不審に思られた場合は、指定せず、所属事務所名と電話番号、名前をフルネームで確認し、電話をいったん切って、相手方言った番号へは電話をせず、下記の電話番号へお問い合わせください。

ご家族の方が問い合わせを受けられた場合も同様に、回答せず、電話をいったん切って、ご本人などに相談ください。

ATMの操作を持ちかけられた場合は、併せて警察にその旨を連絡してください。

◇問合せ先　小田原県税事務所 管理課 管理第一班　TEL0465-32-8000(代)

あなたはどこの支部？

※青色申告会の正会員にご入会いただくと、住所等の登録場所により各支部に所属することになります（複数会員には所属支部はありません）。

お問い合わせ　TEL:0465-24-2611(代)

経理に不安のあるかたへ　記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービス

毎月の伝票確認から決算申告指導まで、専属の担当者が付いた完全予約制。

だから、安心・便利です。

基本サービスは、専属の担当者が付き、通帳処理の表示（専属担当者処理）から月次決算まで、会計処理を担当致しながら、税理士をサポートいたしますので、是非ご検討ください。

税理士顧問の方は税理士にご相談ください

お問い合わせ TEL 0465-24-2614（事業課）

小田原税務署からのお知らせ　令和元年分所得税・消費税(個人事業者)を納付される皆様へ

振替納税を利用されている方の振替納付日

令和元年分の申告所得税及び復興特別所得税などに消費税及び地方消費税を納付される方について、振替納税を利用されている方は、下記の振替納付日の前日までに、あらかじめ指定口座の残高を確認をご確認ください。

残高不足等により引き落としができなかった場合は、納期限（所得税、消費税とも4月16日）の翌日から延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用できます。

なお、不足額が第1期分の延滞税の額に達する場合には利用できません。

税目	申告期限及び納期限	振替納税を利用された方の振替納付日
申告所得税及び復興特別所得税	令和2年4月16日(木)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

ご予約はお早めに。

会員限定無料相談　要ご予約

税 24-2612

弁護士の法律相談会 10時～12時
4月17日(金)
5月12日(火)
5月15日(金)

弁護士の相続相談会 10時～12時
4月15日(水)
5月20日(水)
5月17日(水)

社労士の年金・社会保険相談会 10時～12時
4月14日(火)
5月19日(火)
6月9日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会 10時～12時
4月23日(木)
5月28日(木)
6月25日(木)

税理士の税務相談会 14時～16時
4月16日(木)
5月21日(木)
6月18日(木)

経営コンサルタントの経営相談会 日時応談
税 24-2614

会場：納税者センター・青色会館

（ご注意）同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。

編集長後記｜確定申告期に、多くの新会員の皆様をお迎えしました。4月号では会の公益事業等を写真入りで紹介し、会の活用方法をお知らせしています